

平成30年度 第1回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年4月13日(金)午後1時30分 第1回天童市農業委員会総会を天童市市民文化会館3階実習室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	遠藤市雄		
10番	清野貢市		

2 欠員

19番 片桐久雄

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午後1時20分 開会

議長 　　ただ今より、去る4月6日付け天童市農業委員会告示第5号をもって招集した、平成30年度第1回天童市農業委員会総会を開会いたします。

議長 　　本日の総会に欠席の委員は19番片桐久雄委員であります。本日の総会の出席定数は委員19名中18名で定足数に達しておりますので会議を開会いたします。

議長
事務局長 　　日程第3の事務処理報告を事務局よりお願いいたします。
事務処理について総会資料等に基づき報告する。
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2～3ページの農地改良受付状況について報告する。
総会資料4～5ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料6～7ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんからご質問等ございませんか。

熊澤委員 　　はい。

議長 　　熊澤委員。

熊澤委員 　　事務処理報告を受けましたが、3月26日高野辺地区利用改善組合の総会が行われ、私、出席しましたので付け加えてください。

事務局長 　　はい。追加いたします。

議長 　　その他、ございませんでしょうか。

（なし、の声）

議長 　　それでは、無いようですので、日程第4、議事に入ります。

議第1号会長の互選について、議席の決定について、議事録署名委員の指名について上程します。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。3番、熊澤八弘委員、4番、齋藤照一委員にお願いいたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 　　ただいま、会長が不在となっておりますので、農業委員会等に関

する法律第5条第2項の規定に基づき、会長を互選していただくものです。

議長 それでは、互選の方法について、皆さんにお諮りします。

熊澤委員 はい。

議長 熊澤委員。

熊澤委員 会長が3月いっぱいまで辞任したということでございまして、いろいろ検討した結果、ただ今、職務代理である堀越委員にお願いをしたいということでご推薦します。

理由は、職務代理として二期6年間、尚且つ現在まで会長職務代理を務めておりますので、会長職の心得を十分勉強していらっしゃると思いますので、この方しかいないということで、堀越職務代理をご推薦したいと思っております。

よろしくお願いをするとともに、今後、頑張っていただきたいと思っております。以上です。

議長 一歩進んだ意見になりましたけれど、推薦でよろしいでしょうかという意見なんですが、よろしいでしょうか。

ただ今、熊澤委員から片桐会長の下で、6年4ヶ月職務代理をやったから、あなたがやってはどうですか、というご意見がありましたけれど、その他にご意見ございませんでしょうか。

(意見等なし)

議長 それでは、意見がないようでございますので、ただ今、私を会長に推薦したいとのご意見がありましたが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

議長 ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 皆さんから異議なしとのことで、私を天童市農業委員会の会長とすることに決定することにいたします。

事務局長 それでは、会長から就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

(新会長あいさつ)

(拍手)

事務局長 それでは、会長から、引き続き議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは、議事を進めます。会長職務代理者が不在となりましたので、「会長職務代理者の互選について」を追加して議題と

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

意見がないようですので、それでは、議題を追加し「会長職務代理者の互選について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長職務代理者を互選していただくものです。よろしくお願いたします。

議長

それでは、互選の方法について、皆さんにお諮りします。

原田委員

はい。

議長

原田委員。

原田委員

推薦の方法でよろしいのではないかと思います。

議長

原田委員から、推薦の方法ではいかがでしょうか、というご意見がありました。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしという発言がありますので、そのようにさせていただきたいと思います。それでは、どなたか、ご推薦される方がありましたら。

原田委員

はい。

議長

原田委員。

原田委員

農業委員会の各委員会の中で、要である運営委員会の委員長の遠藤市雄委員を、職務代理者にご推薦を申し上げたいと思います。

議長

原田委員より、会長職務代理者に遠藤市雄委員をご推薦申し上げるというご意見がありましたが、皆さんから、その他ございませんか。

佐藤悦雄委員

はい。

議長

はい。佐藤悦雄委員。

佐藤悦雄委員

私は、若くてやる気満々の三宅委員を推薦したいと思います。

議長

三宅委員をご推薦するという、佐藤悦雄委員からもございました。その他ございませんでしょうか。

議長

ただ今、二名の方のご推薦がありましたけれど、どのようにして選んだらよいか、お諮りを申し上げます。

原田委員

はい。

議長

はい。原田委員

原田委員

二名の候補者が出た訳でございますので、この際は、投票で決め

たらいかがかと思えます。その投票に際しては、無記名で、書く人本人が名前を書かないで、投票したい方の名前だけを書くというようにことていかがかと思えますが。

議 長 原田委員より、投票は無記名で投票ではいかがでしょうか、というご意見がありました、いかがでしょうか。

ご意見ございませんか。

(意見等なし)

議 長 ご意見がないということですので、そのように行ってよろしいですか。

(異議なし)

議 長 それでは、遠藤市雄委員と三宅藤義委員に推薦がございました。投票にあたって決意表明ということをお願いしたいと思いますが、最初に推薦のあった遠藤市雄委員から決意表明をお願いします。

(遠藤市雄委員決意表明)

続きまして、三宅藤義委員をお願いします。

(三宅藤義委員決意表明)

それぞれの委員から決意表明をいただいたところでございます。

これより選挙を行います。

議 長 選挙につきましては、天童市農業委員会選挙事務取扱規程に基づいて行います。

会場の出入り口を閉鎖してください。

本日の出席委員は18名でございます。偶数ですから同数になる訳ですけれども、それでは、各委員に投票用紙の配布をお願いします。

(事務局が各委員に投票用紙を配布)

議 長 配布もれはございませんか。

(なしの声)

議 長 投票前に、投票箱の中を皆さんでご確認ください。

(事務局が、委員に投票箱を示し確認してもらう)

議 長 投票用紙には、先ほど推薦された委員の中から、会長職務代理者に当選させたい委員の氏名を記入してください。

それでは議席順に、事務局長から氏名をお呼びいたしますので、順次投票をしていただきたいと思います。

事務局長 (議席順に氏名を読み上げる。)

(議長が最後に投票した)

議長 投票もれはありませんか。

(なし)

議長 これで、投票を終了します。

議長 天童市農業委員会選挙事務取扱規程第7条の規定により、2名以上の開票立会人が必要ですが、議長から指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議席11番の佐藤善治委員、議席15番の梅津節子委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは開票を始めてください。

(開票)

議長 それでは、開票が終わりましたので、事務局長から結果を発表していただきたいと思ひます。お願ひします。

事務局長 結果を報告します。投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票0票でございます。有効投票中、遠藤市雄委員14票、三宅藤義委員4票、以上のおりでございます。

議長 以上の結果、遠藤市雄委員が会長職務代理者に決定いたしました。ここで、出入り口の閉鎖を解きます。

議長 会長職務代理者が決定しましたので、あいさつをお願ひします。

(遠藤市雄委員あいさつ)

議長 それでは、議席の決定をいたします。

議席の決定を行います。事務局から説明をお願ひします。

事務局長 天童市農業委員会総会会議規則第4条第1項の規定により、議席については、くじで定めることになっておりますが、この度は、新会長が互選されたことによる議席の変更ですので、会長、会長職務代理者、前会長などの議席を変更して、その他の委員については、このままでいかがでしょうか。ご提案を申し上げたいと思ひます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。天童市農業委員会申し合わせ事項により、1番は会長職務代理者、19番は会長となっておりますので、全員がくじを引くのではなく、変更した委員のみ議席を変更してはいかがかとの提案でした。

いかがでしょうか。

(異議なし、の声)

議 長

それでは、そのようにしたいと思います。

新しい議席について事務局から報告をお願いします。

(事務局、議席変更者の報告を行う。)

議 長

事務局長報告のとおり決定します。

それぞれの議席に移動してください。

(席の移動)

議 長

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長

次に、議第2号、常任委員の指名並びに常任委員長及び同職務代理者の決定について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

天童市農業委員会規程第3条の規定により、農地常任委員会と農業振興常任委員会の二つの常任委員会を置き、その定数は、それぞれ10人となっております。なお、農業委員会申し合わせ事項により、会長は農地常任委員会及び農業振興常任委員会の両方に所属し、会長以外の委員は、どちらか一方に属することとなっております。

常任委員長と同職務代理者の選び方ですが、天童市農業委員会規程第4条の規定により、常任委員は、会長が総会に諮って指名することとなっております。

また、各常任委員長及び同職務代理者は各常任委員会で互選し、総会で決定することとなっております。

今回は、常任委員会の構成が変更となりますので、新たに、常任委員長と同職務代理者を選びなおしていただき、席等を変更していただくこととなります。

議 長

ただいまの説明のとおり、常任委員会の委員は会長が地域性を考慮して指名することになっていますが、新制度の農業委員会となり、約8か月しか経過していませんので、変更は最小限にしたいと考えております。

各農業委員の常任委員会の所属については事務局より説明をさ

せていただきます。

(事務局長：各常任委員の説明)

議 長 以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 全員異議なしと認め、報告のと通りの指名といたします。

議 長 それでは、それぞれの常任委員会では、委員長及び職務代理者を互選していただきます。ただちに各委員会を開催し、決定しましたら事務局まで報告してください。

その間、会議を休憩します。

(各常任委員会で委員長、同職務代理者等の互選を協議)

議 長 会議を再開します。各委員会の協議の結果を事務局より報告します。

事務局長 それでは、各常任委員会の結果をご報告申し上げたいと思います。最初に、農地常任委員会につきましては、常任委員長、同職務代理者、議席番号、すべて変わらずということで、これまで通りということでございます。

また、農業振興常任委員会につきましては、こちらも同委員長、同職務代理者は変わらず、議席番号、堀越重助委員が9番の議席ということで決定したところでございます。以上でございます。

議 長 それでは、事務局報告のとおり決定していかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 全員異議なしと認め、報告のとおり決定されました。

議 長 ここで、暫時休憩いたします。

(運営委員の指名について協議)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長 次に、議第3号、運営委員の指名並びに運営委員長及び同職務代理者の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 天童市農業委員会規程第10条の規定により、運営委員は会長、会長職務代理者、農地常任委員長、農業振興常任委員長の4人であります。それと、会長が総会に諮って指名した3人の合計7人となっております。また、運営委員長及び同職務代理者を運営委員会で

互選し、総会で決定することとなっております。以上です。

議長 ただいまの説明のとおりです。運営委員会の委員については、事務局から説明させていただきます。

事務局長 (運営委員の説明)

議長 以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 全員異議なしと認め、報告のとおり指名します。

ここで、運営委員会を開催のうえ、運営委員長と同職務代理者を互選していただき、事務局へ報告をお願いします。

その間、会議を休憩します。

(運営委員会で委員長、同職務代理者等の互選を協議)

議長 それでは、会議を再開します。協議の結果を事務局より報告させます。

事務局長 運営委員長には清野貢市委員、同職務代理者には秋保茂男委員が互選されました。議席は、秋保茂男委員が1番、遠藤市雄委員が4番、清野貢市委員が7番と変更になったところでございます。以上、報告を終わります。

議長 それでは、事務局長の報告のとおり決定していかがでしょうか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、報告のとおり指名します。これで、運営委員長と同職務代理者が決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは、会議を再開します。

議長 承認第1号 農地法第18条第6項の規定による審査について、事務局の説明を求めます。

清野委員 議長、関連事項がありますので退席します。
(清野委員退席)

布施主事 総会資料(8～10ページ)を朗読し、説明する。

議長 ただ今、事務局の方から説明ありましたが、皆さんからご質問、ご意見ございませんか。

なければ、この件については承認してよろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは、異議なしと認め承認することに決定します。

(清野委員入室)

議 長 それでは、議第4号 農地法第3条の規定による許可について、事務局より説明を求めます。

布施主事 総会資料（11～15ページ）を朗読し、説明する。

議 長 1番は私の担当です。現在、二町一反ほど畑を経営しております、農機具等は全部揃っており、問題ありません。

議 長 2番お願いします。

細矢委員 2番は、農業委員会をとおさず借受して耕作していたのですが、指導し正式に申請に至った方です。

3番は、隣接地であり、畑に入るのに都合がいいということで、意向調査で貸したいという意向があったので、それを基に話し合いをした結果、貸しても良いということです。

いずれも問題ありません。

議 長 4番。佐藤悦雄委員。

佐藤委員 4番、5番、事由の通り何も問題ありません。

議 長 6番、今野滋委員。

今野委員 6番、7番です。6番は、先ほど合意解約があった土地で、別の方への賃貸借の件です。

7番は、労力不足のためということで、隣も借りている方からその土地も借りていただくということでの賃貸借です。いずれも問題ありません。

議 長 8番、松田康政委員。

松田委員 私からは、8番から13番までです。いずれも問題ありません。

議 長 14番は、原田洗一郎委員。

原田委員 14、15番は、申請事由の通り、問題ありません。

議 長 16番は、同じく原田洗一郎委員。

原田委員 はい。本日欠席の片桐委員より、代わって報告するよう求められておりますので報告させていただきます。申請事由の通り、問題ないということです。

議 長 17番は、三宅藤義委員。

三宅委員 17番、18番です。事由の通り法人化のためですので、問題ないと思います。

議 長 19番、今野滋委員。

今野委員 19番は、法人化に伴って、会長の土地を株式会社の方に賃貸借するというものです。

20番は、所有権の移転ですが、労力不足のためとのこと。両方問題ありません。

21番は、ぶどう畑ですが、高齢でもう耕作できないということで、今回借りていただくということになった訳です。

22番は、法人化に伴い、社長個人の土地を法人の方に貸付をするということでございます。

問題ありません。よろしく願いいたします。

議 長 23番、佐藤善治委員

佐藤委員 23番は、借り受人の父親が先に亡くなり、母親名義の土地もあったということで、生前贈与したということです。

24番は、先ほど今野委員からも話があった方と同一人です。所有権移転になったものです。

問題ありませんので、よろしく願いします。

議 長 それぞれ地元農業委員の方から意見いただきましたが、皆さんからご質問、ご意見ございますか。

熊澤委員 はい。

議 長 熊澤委員。

熊澤委員 7番、8番について、松田委員にお話をお聞きしたい。

この方の田麦野地区における肥培管理の状況を教えていただきたい。

議 長 松田委員。

松田委員 現地および耕地者、組合員の方からお伺いしたところ、山間地域で肥培管理は難しい所だということがあるようです。

できるだけきれいに管理していただけるように、現地を今まで以上に確認しながら、地区の方と協力したいと考えております。

議 長 熊澤委員。

熊澤委員 地元農業委員から指導していただけるように、今後もよろしくお

願いたいと思います。

議 長 その他、ご意見ございませんか。
 (質問等なし)

議 長 質問等無いようです。

議第4号 農地法第3条の規定による許可についてはご異議ございませ

 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします

議 長 それでは、議第5号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

布施主事 総会資料(16ページ)を朗読し説明する。

議 長 それでは、地元農業委員の調査結果を求めます。

 1番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 問題ないかと思ひます。

議 長 2番、清野貢市委員。

清野委員 受人の宗教法人は駐車場がなかったということで、この度、近くの土地を求めるといふこととあります。問題ありません。

議 長 3番、三宅藤義委員。

三宅委員 住宅が取り壊され、それに付随しての農地ということですので、まとめて売買して住宅を建てるといふこととありますので、問題はないと思ひます。

議 長 地元委員の意見があつたところとありますが、調査会の調査の結果をお聞きしたいと思ひます。

 佐藤悦雄委員。

佐藤委員 報告いたします。去る4月5日、細矢幸市委員と調査を行いました。地元農業委員の報告とおり、1番、3番は住宅といふことで何も問題ないと思ひます。2番は、墓地の隣に駐車場を求めるといふことで、何も問題ないといふことで、調査会で判断しました。よろしくお願ひします。

議 長 調査会でも特に問題ないといふこととありますが、皆さんから何か質問ございませ

 (質問なし)

議 長 ないようですので、農地法第5条の規定による許可について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします

議 長 つづいて、議第6号 平成30年度第1回農用地利用集積計画について上程いたします。

私と職務代理も関連がありますので、天童市農業委員会総会会議規則第5条に基づき、会長及び会長職務代理者がともに欠ける際には年長の委員が臨時に議長の職務を行うとあります。

年長者であります熊澤八弘委員、議事進行をお願いいたします。

(堀越委員、遠藤委員退席)

熊澤委員 それでは、堀越会長に代わりまして、議第6号 平成30年度第1回農用地利用集積計画についてお願いします。

布施主事 総会資料(17～41ページ)を朗読し説明する。

熊澤委員 ただ今の説明ですが、何か皆さんからご質問、ご意見ございますか。

三宅委員 はい。

議 長 三宅委員。

三宅委員 25番ですが、賃借料は現物ということでしょうか。

議 長 事務局。

布施主事 こちらは、年間で、ラ・フランスを採れた分を賃借料として払うということです。

面積があまり大きくないこともあり、キロ数までの定めはできないということで、収量が毎年どれぐらいとれるのか、当人同士で出来た量でやりとりするというので、取り決めになりましたのでこのような記載になりました。

議 長 ただ今の説明でいかがですか。

三宅委員 賃借料は、概算でも、はっきり入れるべきだと思います。

議 長 事務局いかがですか。

布施主事 当人同士で賃借料は決めていただくものと認識しておりますので、こちらの借り人の方も収量がどれぐらい採れるかわからないということで話があり、窓口では採れた分はきちんとお支払するよう

にということで話をしています。営農計画書にもラ・フランスを物納するというので記載させていただいております。

三宅委員 わかりました。

議長 このような案件が以前にもありました。タダという訳にはいかないということで、例えば、清酒2升であれば、清酒の値段をここに入れるようにということがありました。

ラ・フランスが、キロいくらするか定かではありませんが、1,000円なら1,000円と記載した方がいいかと思いますので、今後、受付した時は、はっきり記載してください。

議長 他、質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 それでは、異議なしと認め 議第6号 平成30年度第1回農用地利用集積計画につきましては承認されたものといたします。

議事が承認されましたので、議長の任を降りさせていただきます。

(堀越委員、遠藤委員席に戻り、議長交代する。)

議長 以上をもちまして平成30年度第1回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午後3時35分)